

# 高知県総合型地域スポーツクラブ登録規程

## (総 則)

第1条 本規程は、高知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会設置規程（以下「設置規程」という。）第5条第2項に基づき、高知県総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の登録に関することについて定める。

## (目 的)

第2条 登録は、設置規程第2条にのっとり、高知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）及び総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に加入することを目的として行うものとする。

## (登 録 申 請)

第3条 登録は、県内で活動している総合型クラブの公益財団法人高知県スポーツ協会（以下「本会」という。）への届出をもって行う。届出の内容は、別に本会会長が定める。ただし、令和2年4月1日時点で県協議会に加盟している総合型クラブは、登録があったものとみなす。

- 2 全国協議会への登録は、本会が別に定める登録基準を具備したのものをもって、全国協議会へ総合型クラブ単位で申請する。
- 3 前項の登録基準については、県協議会の意見を聞き、別に本会会長が定める。
- 4 全国協議会への登録基準を満たしていない総合型クラブについては、県協議会が登録に向けての取組を支援する。

## (登 録 審 査)

第4条 本会は、前条第2項に定める全国協議会への申請手続きを行うための登録審査を実施する。

- 2 登録審査については、別に本会会長が定める。

## (登 録 認 定)

第5条 前条第2項に定める登録審査において、登録基準を満たしていると認められる総合型クラブを登録認定リストに掲載する。

- 2 登録認定リストの作成については、別に本会会長が定める。

## (有 効 期 間)

第6条 全国協議会への登録の有効期間は、毎年度、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

## (登 録 更 新 審 査)

第7条 全国協議会への登録は、年度ごとにこれを更新する。

- 2 登録更新審査については、別に本会会長が定める。

## (権 利)

第8条 全国協議会の登録クラブは、次の権利を有する。

- (1) 全国協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
  - (2) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。
- 2 県協議会の登録クラブは、次の権利を有する。
- (1) 県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。

(遵守事項)

第9条 全国協議会及び県協議会の登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 規約・会則・定款等（以下「規約等」という。）が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営すること。
- (2) 事業計画・予算・事業報告・決算を意思決定機関で議決すること。
- (3) 登録審査手続きにおいて、虚偽の申告や不正な手段を用いないこと。
- (4) 関係法令を遵守し、かつ必要となる諸規程等を整備したうえで、それに基づき組織運営を行うこと。
- (5) 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (6) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じていること。
- (7) 役・職員等の関係者に公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポ協」という。）倫理規程第3条及び第4条に定める事項を遵守させること。
- (8) 具体的業務運営の監督や運営権限と責任の明確化等が適切に図られるよう日本スポ協が定める「倫理に関するガイドライン」にのっとり、必要となる諸規程等及び体制を整備のうえ、それに基づき組織運営を行うこと。

(登録料)

第10条 県協議会への登録料は、年間3,000円を納めるものとする。

- 2 全国協議会への登録クラブは、全国協議会が定める登録料として、年額5,000円を納めるものとする。

(事実確認及び処分)

第11条 全国協議会常任幹事会は、全国協議会の登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるときは、別に定める処分細則に基づき対応するものとする。

- 2 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該クラブを処分するものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、本会の規程による。

(特記事項)

第13条 本規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、本会理事会の議決を経て、別に本会会長が定めることができる。

(改定)

第14条 県協議会に関するものについては、本会会長の承認により変更することができる。

- 2 全国協議会に関するものについては、全国協議会常任幹事会の議決により変更されることがある。

附 則

- 1 本規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、本規程に定める全国協議会の登録クラブは、全国協議会登録認定細則において令和5年3月末日までの間は、登録認定を予備登録とすることに鑑み、令和5年10月末日までの間は、「予備登録クラブ」と読み替えるものとする。
- 2 本規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 3 本規程は、令和5年4月1日から施行する。なお、令和4年度の全国協議会への登録の有効期間は、令和4年11月1日から令和6年3月31日までとする。